

福井県報

第 1733 号
平成 18 年
4 月 28 日(金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

告示

(※は、県例規集登載事項)

- 福井県民会館の使用料の徴収事務委託(財産活用課)……………一
 - 平成十八年度の自衛官の募集(市町村課)……………一
 - ※福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱の一部を改正する告示(廃棄物対策課)……………一
 - 農地保有合理化事業規程の変更の承認(二件)(農林水産振興課)……………二
 - 土地改良区の定款変更の認可(福井農林総合事務所)……………二
 - ※建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等の一部を改正する告示(土木管理課)……………二
 - 道路の位置の指定(鯖江土木事務所)……………三
- ### 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(男女参画・県民活動課)……………三
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(三件)(県立病院)……………四
 - 土地改良区の役員の退任(坂井農林総合事務所)……………四
 - 土地改良区の役員の就任(同)……………四
 - 開発行為に関する工事の完了(都

市計画課

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(教育研究所)……………五

人事委員会公告

- 平成十八年度の福井県の職員採用一種試験の実施……………五
- 平成十八年度の福井県警察官採用試験の実施……………六

監査委員告示

- 平成十六年度包括外部監査の結果に基づく改善措置の公表……………七

告示

福井県告示第477号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福井県民会館の設置および管理に関する条例(昭和40年福井県条例第40号)第13条第1項の使用料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月28日

福井県知事 西川 一誠

- 1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所

財団法人福井県民会館

理事長 杉本 達治

福井市大手3丁目11番17号

- 2 委託事務の内容

福井県民会館の設置および管理に関する条例(昭和40年福井県条例第40号)別表に掲げる施設および設備等の使用料の徴収の事務

- 3 委託期間

平成18年4月1日から平成19年3月

31日まで

- 4 徴収の方法

納入通知書または口座振込の方法による。

福井県告示第478号

2 等陸士として採用される陸上自衛官、2 等海士として採用される海上自衛官および2 等空士として採用される航空自衛官の平成18年度における募集が行われるので、募集期間その他採用試験に関する事項について、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)

第114条および第117条第1項(同令第118条においてこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)により、次のとおり告示する。

平成18年4月28日

福井県知事 西川 一誠

- 1 募集期間その他採用試験に関する事項

- 1 男子

ア 募集期間

通年

イ 採用試験の試験期日

志願者に別途通知する。

ウ 採用試験の試験場の位置および名称

位	置	名	称
福井市文京1丁目17番24号	自衛隊福井地方連絡部		

- 2 女子

ア 募集期間

平成18年8月1日(火)から同年9月8日(金)まで

イ 採用試験の試験期日

平成18年9月24日(日)

ウ 採用試験の試験場の位置および名称

位	置	名	称
福井市文京1丁目17番24号	自衛隊福井地方連絡部		

- 2 問い合わせ先

福井市文京1丁目17番24号

自衛隊福井地方連絡部

電話 (0776) 23-1910

福井県告示第479号

福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年4月28日

福井県知事 西川 一誠
福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱
の一部を改正する告示

福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱（平成8年福井県告示第504号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「努めるとともに、産業廃棄物の処理に関し当該地域の住民の信頼確保に」を削り、同条に次の一項を加える。

5 処理業者は、産業廃棄物の処理施設について、積極的に情報を開示することにより、当該地域の住民の理解の促進と信頼の確保に努めなければならない。

第8条第7号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

附 則

この告示は、平成18年5月1日から施行する。

福井県告示第480号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、花咲ふくい農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、法第7条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年4月28日

福井県知事 西川 一誠

- 1 承認年月日 平成18年4月20日
- 2 農地保有合理化事業を行う者の名称および住所 名称 花咲ふくい農業協同組合
住所 坂井市坂井町上新庄42-19
- 3 農地保有合理化事業の実施区域 あわら市、坂井市のうち旧三国町および

旧丸岡町における農業振興地域の区域

福井県告示第481号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、若狭農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、法第7条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年4月28日

福井県知事 西川 一誠

- 1 承認年月日 平成18年4月20日
- 2 農地保有合理化事業を行う者の名称および住所 名称 若狭農業協同組合
住所 小浜市遠敷8-8-1
- 3 農地保有合理化事業の実施区域 小浜市、若狭町のうち旧上中町、おおい町のうち旧名田庄村における農業振興地域の区域

福井県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、平成18年4月18日付けで麻生津西部土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年4月28日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第483号

建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の一部を次のように改正し、平成18年7月1日から施行する。

平成18年4月28日

福井県知事 西川 一誠

2(1)中「資格審査の申請をする年度（県の会計年度とする。以下同じ。）の10月1日」を「知事が別に定める審査の基準とする日」に改める。

3(2)中「該当しないもの」を「該当しない建設業者または建設業者で構成される共同企業体」に改め、3(5)を次のように改める。

(6) 審査基準日の直前2年の営業年度における当該申請に係る測量業務等の業種についての年間平均契約金額が100万円以下の測量業者等

3に次のように加える。

(1) 道路清掃車を所有していない道路清掃業者

4(1)を次のように改める。

(1) 資格審査の申請は、アおよびイの区分ごとに、それぞれ当該アおよびイに定める期間にしなければならない。ただし、当該期間に申請することができない特別の事情があると知事が認めたときは、この限りでない。

ア 建設工事 平成18年度（県の会計年度とする。以下同じ。）および同年度から隔年度ごとの年度の11月1日から12月28日までの期間

イ 測量業務等および道路清掃業務 平成19年度および同年度から隔年度ごとの年度の11月1日から12月28日までの期間

4(2)中「[1]にかかわらず」を「(1)の規定にかかわらず」に、「基準年度以外の年度の11月1日から12月28日までに、」を「知事が別に定める期間に」に改める。

6(1)中「建設業者」の次に「または共同企業体（構成員のいずれもが県内に主たる営業所を有する共同企業体に限る。）」を加え、(1)ア中(イ)を削り、(ウ)を(イ)とし、ア(エ)中「事故

」を「安全管理措置の不適切」に改め、(エ)をア(ウ)とし、ア(オ)をア(エ)とする。

6 中(4)から(7)までを削り、(8)を(4)とし、(9)を(5)とする。

7(1)中「次に掲げる事項に変更があった場合には」を「次のいずれかに該当したときは」に、「30日以内」を「当該該当した日から30日以内」に改め、(1)アおよびイ中「事項」を「事項に変更があったとき。」に改め、(1)ウを次のように改める。

ウ 2に該当しなくなったとき。

7(1)に次のように加える。

エ 3に該当することとなったとき。

8を次のように改める。

8 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格者名簿に登録した日から次回の申請（4(1)の申請に限る。）に基づいて作成する資格者名簿に登録した日の前日までとする。

9(1)および(2)を次のように改める。

(1) 2に該当しなくなったとき。

(2) 3に該当することとなったとき。

13に次のように加える。

(9) 平成18年福井県告示第483号による改正後の3および6の規定ならびに改正後の別表第1の規定は、平成18年度および平成19年度の資格審査の申請（4(1)の申請に限る。）から適用する。

別表第1の1の項第1号エ中「市町村長」

を「市町長」に、

「コ 障害者雇用報奨金の支給を受けていることを証する書類（報奨金の支給を受けている場合に限る。以下この表において同じ。）

「ク 障害者雇用報奨金の支給を受けていることを証する書類（報奨金の支給を受けている場合に限る。以下この表において同じ。）

サ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「推進法」という。）第12条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を厚生労働大臣に届け出ていることを証する書類（届け出ている場合に限る。以下この表において同じ。） および推進法第13条の規定に基づく認定を受けていることを証する書類（認定を受けている場合に限る。以下この表において同じ。）

改め、同表1の項第4号を次のように改める

(4) 共同企業体	ア 経営規模等総括表（様式第8号）
	イ 構成員に係る経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書の写し
	ウ 構成員に係る建設業許可証明書（構成員が県内に主たる営業所を有しない場合に限る。）
	エ 共同企業体協定書
	オ 営業用機械器具調べ（様式第3号）（構成員のいずれもが県内に主たる営業所を有する場合に限る。）
	カ とび・土工・コンクリート工事完成工事高内訳調べ（様式第4号）
	キ 構成員が法人の場合にあってはその構成員に係る登記事項証明書、構成員が個人の場合にあってはその構成員に係る市町村長の発行する身元証明書
	ク 構成員に係る県税（県内に営業所を有する場合に限る。）、法人税または申告所得税、消費税および地方消費税の納税証明書
	ケ 構成員が建設業退職金共済制度に加入していること等を証する書類
	コ 構成員に係る電気工事業を開始した旨の届出受理書の写し
	サ 構成員に係るISO9001・9002およびISO14001の登録証の写し（構成員のいずれもが県内に主たる営業所を有する場合に限る。）
	シ 構成員が障害者雇用報奨金の支給を受けていることを証する書類（構成員のいずれもが県内に主たる営業所を有する場合に限る。）
	ス 構成員が推進法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を厚生労働大臣に届け出ていることを証する書類および推進法第13条の規定に基づく認定を受けていることを証する書類（構成員のいずれもが県内に主たる営業所を有する場合に限る。）

別表第1（注）1中「（基準年度にあっては基準年度の10月1日、基準年度以外の年度にあっては当該年度の10月1日）」を削

り、同表（注）3を削る。
様式第4号、様式第7号、様式第9号、様式第11号および様式第12号中「資格審査の申請をする年度の10月1日」を「審査基準日」に改める。

福井県告示第484号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

平成18年4月28日

福井県知事 西川 一誠

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名

鯖江市丸山町3丁目6番7号
住まいサービス株式会社
代表取締役 丹羽 正安

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
鯖江市平井町21字9番3の一部	6.00	49.55

公 知

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成18年4月28日

福井県知事 西川 一誠

1 申請のあった年月日

平成18年4月13日	2	申請に係る特定非営利活動法人の名称等	3	落札者を決定した日	平成18年2月14日	役員名	氏	名	住	所
	(1)	名称	4	落札者の名称および住所	政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者等について、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第12条第1項の規定により、次のとおり公示する。	理	事	秋元	豊	坂井市三国町石丸28-2甲
	(2)	代表者の氏名	5	福井県福井市三ツ屋1丁目617番地 落札金額	平成18年4月28日	〃	〃	熊狼進一	〃	石丸22-14甲
	(3)	主たる事務所の所在地	6	契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	福井県知事 西川 一誠	〃	〃	井上嘉範	〃	油屋1-4
(4)	定款に記載された目的	この法人は、福井県内の知的障害者に対して、デイサービス、ホームヘルプ（児童保育）に関する事業などを行い、社会福祉に寄与することを目的とする。	7	一般競争入札の公告を行った日	1	落札に係る調達物品の名称および調達予定数量	〃	〃	〃	〃
	(1)	縦覧に供する期間	平成18年2月14日	一般競争入札の公告を行った日	重油（JIS規格1種1号） 1, 400キロリットル	〃	〃	馬場治一	〃	高柳73-60
	(2)	縦覧に供する場所	平成18年4月13日から平成18年6月12日まで	落札に係る特定役務の名称および数量	2	契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地	〃	〃	〃	〃
	福井県総務部男女参画・県民活動課 くい県民活動センター内	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札に係る特定役務の名称および数量	福井県立病院経営管理課	〃	〃	岡崎庄司	〃	坂井市三国町石丸32-12甲
政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者等について、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第12条第1項の規定により、次のとおり公示する。	平成18年4月28日	落札者を決定した日	平成18年3月27日	落札者の名称および住所	3	落札者を決定した日	〃	〃	〃	〃
	福井県知事 西川 一誠	落札者の名称および住所	福井県福井市三ツ屋1丁目617番地 落札金額	福井県立病院経営管理課	4	落札者の名称および住所	〃	〃	〃	〃
	1	落札に係る特定役務の名称および数量	40, 603, 500円	福井県福井市四ツ井2丁目8番1号	栄月株式会社	4	落札者の名称および住所	〃	〃	〃
	2	契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地	契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	一般競争入札の公告を行った日	福井県福井市大手2丁目7番13号	5	落札金額	〃	〃	〃
平成18年4月28日	福井県立病院清掃業務委託（その1）	落札者を決定した日	平成18年3月27日	落札者の名称および住所	1	リットル当たり	64円00銭	〃	〃	〃
	1	落札に係る特定役務の名称および数量	45, 234, 000円	福井県福井市三ツ屋1丁目617番地 落札金額	6	契約の相手方を決定した手続	一般競争入札	〃	〃	〃
	2	契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地	契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	一般競争入札の公告を行った日	7	一般競争入札の公告を行った日	平成18年2月10日	〃	〃	〃
	福井県立病院経営管理課	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札者の名称および住所	井場土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成18年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。	役員名	氏	名	住	所
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号	福井県立病院経営管理課	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札者の名称および住所	平成18年4月28日	理	事	秋元	豊	坂井市三国町石丸28-2甲
	福井県立病院経営管理課	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札者の名称および住所	福井県知事 西川 一誠	〃	〃	岡崎庄司	〃	石丸32-12甲
	福井県立病院経営管理課	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札者の名称および住所	〃	〃	〃	野崎一男	〃	油屋21-2
	福井県立病院経営管理課	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札者の名称および住所	〃	〃	〃	乗京正治	〃	楽門19-33
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号	福井県立病院経営管理課	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札者の名称および住所	〃	〃	〃	森岡佳一	〃	楽門35-34
	福井県立病院経営管理課	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札者の名称および住所	〃	〃	〃	石留茂男	〃	川崎27-44
	福井県立病院経営管理課	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札者の名称および住所	〃	〃	〃	笹原德行	〃	川崎23-16
	福井県立病院経営管理課	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札者の名称および住所	〃	〃	〃	大嶋吉晴	〃	池見54-9
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号	福井県立病院経営管理課	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札者の名称および住所	〃	〃	〃	清水伸治	〃	池見26-4
	福井県立病院経営管理課	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札者の名称および住所	〃	〃	〃	藤田傳三	〃	池見54-9
	福井県立病院経営管理課	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札者の名称および住所	〃	〃	〃	清水伸治	〃	池見26-4
	福井県立病院経営管理課	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札者の名称および住所	〃	〃	〃	由川誓治	〃	高柳77-36
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号	福井県立病院経営管理課	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札者の名称および住所	〃	〃	〃	八十嶋喜代志	〃	今井37-10
	福井県立病院経営管理課	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札者の名称および住所	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	福井県立病院経営管理課	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札者の名称および住所	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	福井県立病院経営管理課	福井県知事 西川 一誠	平成18年4月28日	落札者の名称および住所	〃	〃	〃	〃	〃	〃

監 事 倉友秀利 坂井市三国町石丸22-19-甲
〃 中嶋重徳 〃 川崎19-9
〃 藤田博和 坂井市坂井町今井46-10

都市計画法（昭和43年法律第100号）
第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年4月28日

福井県知事 西川 一誠

1 開発区域または工区に含まれる地域の名 称

坂井市丸岡町高柳13字5番、8番、9番1、9番2、9番3、9番4、9番5、10番1、10番2、22番の一部および30番の一部

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

坂井市丸岡町東陽二丁目97番地

ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第12条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成18年4月28日

福井県知事 西川 一誠

1 随意契約に係る業務の名称および数量

電子計算機システム賃貸借業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

および所在地

福井県教育研究所

福井県福井市福新町2505

3 随意契約の相手方を決定した日

平成18年3月30日

4 随意契約の相手方の名称および住所

日本電子計算機株式会社

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額

52,920,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号に該当するため。

人事委員会公告

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定に基づき、平成18年度の福井県の職員採用1種試験を実施するので、職員の任用に関する規則（昭和57年福井県人事委員会規則第6号）第8条の規定により、次のとおり公告する。

平成18年4月28日

福井県人事委員会

1 試験の区分および採用予定人員

試験の区分	採用予定人員
行 政	22人
警察事務	1人
福祉・心理	1人
土木（総合）	11人
機械・金属	1人
建築	1人
化学	1人
農業	2人
栄養士	2人
薬剤師	3人

2 受験資格

試験の区分に応じ、次に定める資格を有する者は、受験することができる。ただし、日本の国籍を有しない者（栄養士を除く。）および地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当する者は、受験することができない。

(1) 行政、警察事務、福祉・心理、土木（総合）、機械・金属、建築、化学および農業

昭和51年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者または昭和60年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条の大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認めるものを含む。以下同じ。）を現に卒業した者もしくは平成19年3月31日までに卒業する見込みの者

(2) 栄養士

(1)に規定する受験資格を有する者で、かつ、管理栄養士の免許取得者または平成19年6月30日までに免許取得見込みの者

(3) 薬剤師

(1)に規定する受験資格を有する者で、かつ、薬剤師の免許取得者または平成19年4月30日までに免許取得見込みの者

3 試験の日時、場所および方法ならびに合格者の発表の時期および方法

(1) 第1次試験

ア 日時

平成18年6月25日（日）午前9時30分から

イ 場所

(ア) 吉田郡永平寺町松岡兼定島4の1の1 福井県立大学

(イ) 東京都文京区春日一丁目13番27号 中央大学理工学部

ウ 方法

大学卒業程度の知識、能力等について、教養試験および専門試験を行う。

(ア) 教養試験

公務員として必要な一般的知識および知能について、試験区分にかかわらず共通の問題により、択一式の筆記試験を行う。

(イ) 専門試験

試験区分に応じた専門的知識および能力について、択一式（機械・金属および栄養士は記述式）による筆記試験を行う。

エ 合格者の発表の時期および方法

平成18年7月6日（木）に福井県庁舎1階掲示板および福井県のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者にはその旨を書面により通知する。

(2) 第2次試験

ア 日時

平成18年7月下旬

イ 場所

福井市内とし、詳しい日時とともに第2次試験受験票に記載して、第1次試験の合格者に通知する。

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、専門試験、口述試験および適性検査を行う。

(ア) 専門試験

試験区分に応じた職務遂行に必要な学識、应用能力、判断力および理解力について、記述式（論文、短答、計算、製図、設計等）による筆記

(イ) 身体的条件についての検査

警察官として職務遂行上必要な身体的条件について検査を行う。

なお、身体的条件は、次の基準による。

- a 身長 おおむね160センチメートル以上であること
- b 体重 おおむね47キログラム以上であること
- c 胸囲 おおむね78センチメートル以上であること
- d 視力 両眼ともに裸眼視力が0.6以上または矯正視力が1.0以上であること
- e 色覚 正常であること
- f その他 職務遂行上支障のない健康体であること
- (ウ) 体力試験
警察官として職務遂行上必要な体力について試験を行う。
なお、体力試験は、次の基準による。
- a 握力 37キログラム以上であること
- b 上体起こし 30秒間につき12回以上行えること
- c 反復横とび 20秒間につき31回以上行えること
- d 20メートルシャトルラン 18回以上行えること
- e 立ち幅とび 162センチメートル以上であること

井県人事委員会事務局に提出すること。

または、福井県のホームページから電子メールにより申し込むこと。

(3) 受付期間および受付時間

ア 受付期間
平成18年5月17日(水) から同年5月31日(水) まで(日曜日および土曜日を除く。)

イ 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送による申込みは、平成18年5月31日(水) までの消印のあるもの限り受け付ける。

6 その他

(1) 受験手続その他試験に関する問い合わせは、福井県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便により行う場合には、140円切手を貼ったあて先および郵便番号を明記した返信用封筒(角形2号)を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に作成する試験案内を参照すること。

地方公務員法(昭和25年法律第261号)

第18条第1項の規定に基づき、平成18年度の福井県の警察官採用試験を実施するので、職員の任用に関する規則(昭和57年福井県人事委員会規則第6号) 第8条の規定により、次のとおり公告する。

平成18年4月28日

福井県人事委員会

1 試験の区分および採用予定人員

- (1) 区分
警察官(男性A)

試験を行う。

(1) 口述試験

受験者の人柄、性格および職務遂行能力等について、集団面接、集団討論および個別面接による口述試験を行う。

(ウ) 適性検査

公務員として職務遂行上必要な素質および適性について検査を行う。

(3) 身体検査書の提出

第1次試験の合格者に対し、職務遂行に支障をきたすおそれのある疾病の有無について、身体検査書の提出を求める。

(4) 受験資格の確認

第1次試験の合格者に対し、受験資格の有無について証明書等で確認する。

(5) 最終合格者の発表の時期および方法

平成18年8月中旬に、福井県庁舎1階掲示板および福井県のホームページに最終合格者として第2次試験の合格者の受験番号を掲載するほか、第2次試験の受験者全員に可否の結果を書面により通知する。

4 採用候補者名簿の作成および採用の決定方法

最終合格者は、試験の区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載されたのち、任命権者の請求に応じて得点の高い順に提示され、採用が決定される。

5 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付場所

受験申込用紙は、福井県人事委員会事務局(福井市大手三丁目17番1号)において交付するほか、福井県のホームページにも様式を掲載する。

(2) 受験の申込先および申込みの方法

受験申込用紙に必要事項を記入し、福

- 。。
- (4) 段位加點
柔道および剣道の初段以上の資格取得者に対し、段位に応じて一定点を体力試験の得点に加點する。
- エ 合格者の発表の時期および方法
平成18年7月25日(火)に福井県庁舎1階掲示板および福井県のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者にはその旨を書面により通知する。
- (2) 第2次試験
ア 日時
平成18年8月上旬
イ 場所
福井市内とし、詳しい日時とともに第2次試験受験票に記載して、第1次試験の合格者に通知する。
- ウ 方法
第1次試験の合格者に対して、論文試験、口述試験および適性検査を行う。
- (7) 論文試験
文章による表現力等について、記述式による筆記試験を行う。
- (4) 口述試験
受験者の人柄および性格等について、個別面接による口述試験を行う。
- (7) 適性検査
警察官として職務遂行上必要な素質および適性について検査を行う。
- (3) 身体検査書の提出
第1次試験の合格者に対し、職務遂行に支障をきたすおそれのある疾病の有無について、身体検査書の提出を求める。
- (4) 受験資格の確認

- 第1次試験の合格者に対し、受験資格の有無について、証明書等で確認する。
- (5) 最終合格者の発表の時期および方法
平成18年8月下旬に、福井県庁舎1階掲示板および福井県のホームページに最終合格者として第2次試験の合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験の受験者全員に可否の結果を書面により通知する。
- 4 採用候補者名簿の作成および採用の決定方法
最終合格者は、採用候補者名簿に得点順に記載されたのち、任命権者(福井県警察本部長)の請求に応じて得点の高い順に提示され、採用が決定される。
- 5 受験手続
- (1) 受験申込用紙の交付場所
受験申込用紙は、福井県人事委員会事務局、福井県警察本部警務課(福井市大手三丁目17番1号)および福井県内の各警察署において交付するほか、福井県のホームページにも様式を掲載する。
- (2) 受験の申込先および申込みの方法
受験申込用紙に必要事項を記入し、福井県警察本部警務課に提出すること。(郵送により申し込む場合には、福井県人事委員会事務局でも受け付ける。)または、福井県のホームページから電子メールにより申し込むこと。
- (3) 受付期間および受付時間
ア 受付期間
平成18年5月29日(月)から同年6月12日(月)まで。(日曜日および土曜日を除く。)
イ 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送による申込みは、平成18年6月12日(月)までの消印のあるもの限り受け付ける。

6 その他

- (1) 受験手続その他試験に関する問い合わせは、福井県人事委員会事務局または福井県警察本部警務課に行うこと。
- (2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便により行う場合には、140円切手を貼ったあて先および郵便番号を明記した返信用封筒(角形2号)を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に作成する試験案内を参照すること。

調査委員告示

福井県監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成16年度包括外部監査の結果に基づく改善措置を、次のとおり公表する。

平成18年4月28日

福井県監査委員	高島 寛正
同	安居 喜義
同	井上 圭充
同	朝山美樹雄

指摘事項の概要			改善措置
項 目	内 容		
決算書類について	決算書類について、注記事項の未記入、公益事業および収益事業の会計区分の未実施、財産目録の記載内容の不備があり、適正に処理すること。		注記事項の未記入および財産目録の記載内容の適正化については、平成 16 年度決算から改善した。
職員厚生費について	法定福利費と福利厚生費が「職員厚生費」と計上されているが、区分計上すること。		公益事業および収益事業の会計区分の未実施については、国における平成 18 年度の公益法人の会計基準の見直しを踏まえて改善する。
業務委託先について	主な業務委託先について、直近 3 か年度では受託業者の変更がない状況となっていることから、今後、業者の組替えを実施し、市場原理が働くようにすること。		平成 16 年度決算から備考欄において区分しており、平成 18 年度からは科目の区分経理をする。
資金について	基金、各種引当金、各種積立金の運用は合算して行っているため、その種類毎に分割して、それぞれの預金口座で管理を行うこと。 果有財産無償貸与契約において、施設維持管理（修繕等）上の費用負担区分が明瞭になっていないため、今後の費用負担の詳細な取決めを行うこと。		平成 17 年度から各種種類毎に分割して、それぞれの預金口座で管理を行うこととした。
固定資産について	撤去済み門扉 3 か所を帳簿上除去処理を行うこと。		今後、大規模な施設の改修や設備修繕が予想されることから、費用負担区分について、今後、協議していくこととする。
退職給与引当金について	会社都合による期末要支給額を計上しているが、自己都合による期末要支給額を計上するべきである。		平成 17 年度に除却処理を行う。
監事について	監事のうち 1 人（税理士）は、監査業務と税務業務を兼務している状況であるため、監事と関与税理士には別人を選任すること。		支給年度に一括計上することは、財団の財政規模から負担が大きいため、これを緩和する目的で毎年計上している。なお、退職手当の規程見直しについて今後検討することとする。
財団法人 サンドーム福井			平成 18 年度から対応することを検討している。
指摘事項の概要			改善措置
項 目	内 容		
決算書類について	決算書類について、公益事業および収益事業の会計区分の未実施、財産目録の記載内容の不備があり、適正に処理すること。		財産目録の記載内容の適正化については、平成 16 年度決算から改善した。
収支計算書について	勘定科目について、主要な科目を会計規程に例示すること。 平成 16 年度に納入された物品の支払いについて、平成 15 年度の経費として処理しているが、今後、物品の納入のあった年度の経費として処理すること。		公益事業および収益事業の会計区分の未実施については、国における平成 18 年度の公益法人の会計基準の見直しを踏まえて改善する。
業務委託先について	主な業務委託先について、直近 3 か年度では 1 業務を除き受託業者		平成 18 年度から会計規程を見直すこととする。
			平成 16 年度から支出事務の決裁過程において複数の職員が確認するとともに、決算においても再度確認を行っている。
			平成 17 年度から指名業者数の増加を行うなど改善した。今後も業

	の変更がない状況となっていることから、今後、業者の組替えを実施し、市場原理が働くようにすること。	者組み替えなどを行い市場原理が働くようにする。
植栽管理業務について	随意契約とはせず、入札方式にするべきではないか。	民間業者からの見積額に比較して、著しく低額であることから随意契約としているが、今後とも市場の価格動向に注意しながら執行する。
光熱水費について	施設の光熱水費は、受益者負担の考えを原則とすること。	施設の冷暖房設備の使用料金は、条例で2万円／時間と決められているため、今後、協議していくこととする。
施設管理等積立金預金について	平成15年度決算において施設管理等積立金預金を取崩し支払った処理について、管理費として処理しているが、今後は事業費として処理すること。	平成18年度から予算計上区分等を見直すこととする。
消費税等について	利用料金収入、負担金収入に係る消費税等については、管理費ではなく事業費として処理すること。 「デザイン能力向上システム利用促進支援事業」等に係る消費税等の計上について、課税売上高の比率等で按分して計上する等適切な方法で処理すること。	平成18年度から予算計上区分等を見直すこととする。
預金について	基金、各種引当金、各種積立金の運用は合算して行っているため、その種類毎に分割して、それぞれの預金口座で管理を行うこと。 施設管理等積立金預金について、使用目的、繰越・取崩手続きを明確にすること。また、使用目的に合った名称とすること。	平成17年度から各種類毎に分割して、それぞれの預金口座で管理を行うこととした。 施設管理等積立金預金については、平成18年度から見直すこととする。
未収金について	未収金について、2年間以上回収されない回収不能額の貸倒処理（引当）をすること。	4件の未収金のうち3件については、債権者の所在不明や破産決定により回収が不能であることから平成16年度において貸倒処理を行った。残る1件についても平成17年度において貸倒引当金の予算計上を行った。
固定資産について	備品台帳について、既に存在しない固定資産や、備品台帳に記載されていない固定資産、備品台帳上どの項目か特定できない固定資産があるため、修正すること。	平成17年度末において、既に存在しない固定資産については備品台帳の修正を行った。備品台帳に記載されていない固定資産や備品台帳上どの項目か特定できない固定資産については、今後、備品台帳の整理を検討していく。
未払金について	平成16年度に支払った印刷製本費について、平成15年度の経費として処理しているが、平成16年度の経費として処理すること。 「デザイン能力向上システム利用促進支援事業」に係る貸金については、預り金を控除した金額を未払金として計上すること。	平成16年度から支出事務の決裁過程において複数の職員が確認するとともに、決算においても再度確認を行っている。 平成16年度決算時から預り金を控除した金額を未払金として計上した。
管理会議棟売店跡について	サンボーム福井管理棟入口の閉鎖された売店跡利用を早急に検討すること。	平成17年4月から来館者がパソコン等資料閲覧や休憩のできる場所として開放した。

財団法人 福井県中小企業産業大学校

―

―

―

指摘事項の概要	
項目	内容
	改善措置

受講生による講座の評価について	受講者による講座の評価方法について、アンケートを記名方式から無記名方式にするなど工夫すること。	講座の評価方法については、利用企業への訪問調査を充実するなど工夫する。
計算書類について	決算書類について、注記事項の未記入、公益事業および収益事業の会計区分の未実施、財産目録の記載内容の不備があり、適正に処理すること。 また、人件費を事業会計間で適切に配賦し、収支計算書の明瞭性を高めること。	注記事項の未記入、財産目録の記載内容の適正化については、平成16年度決算書において改善した。 また、平成18年度からの指定管理者制度導入に合わせ、中小企業産業大学の管理運営に係る特別会計を設置し、人件費を事業会計間で適切に配賦する。
計算書類について	基金、各種引当金、各種積立金の管理を合算して行っているため、その種類毎に分割して、それぞれの預金口座で管理を行うこと。	現在、資金運用している定期預金等の満期日後に各種類毎の預金口座による管理を行う。
計算書類について	退職金を退職給与引当預金から取り崩さず、他費目から支出したため、退職給与引当金の残高と退職給与引当預金の残高が一致していない。残高が一致するように改善すること。	平成15年度に会計処理の誤りがあり、平成16年度に是正した。
固定資産について	固定資産管理について、備品台帳の固定資産管理ナンバーを記載したシールを現物に貼付けし、管理の有効性を高めること。	平成16年度において実施した。
固定資産について	資産計上されている寄贈絵画2点のうち1点は美術年鑑に不記載のため評価額を算定できない。美術の専門家に鑑定を依頼して資産計上額の妥当性を再検討すること。 また、管理上簿外資産となっている寄贈絵画2点の取扱いを速やかに是正すること。	対象となる3点の寄贈絵画の鑑定については、鑑定に要する経費を見極めて、対応を検討する。
施設修繕の負担について	県と財団の間において、大規模修繕の定義および費用負担の基準を明らかにすること。	当施設については県の施設であるため、軽微な修繕以外は県の負担で修繕を行う。
委託料について	警備、清掃等の庁舎管理業務の委託先について、直近3か年度では受託業者の変更がない状況となっていることから、今後、業者の組替えを実施するなど、市場原理が働くようにすること。	今後とも、予定価格の見直しや、指名業者の組替えをより積極的に行い、市場原理が働くよう工夫する。
講師に対する接遇費について	宿泊を要する講師に対し、打合せ時に夕食をもてなした例が見られしたが、旅費の日当計算に夕食相当の手当が含まれており、実質的に二重払いである。	平成17年度から旅費等の支給要件を改めた。
収支計算書の適正性調査について	勘定科目について、金額に重要性があるにも関わらず該当する科目がないケースがある。 部門間にまたがる支出については按分の問題が生ずるが、按分の基準が明確でないものがある。	本来の科目での執行に努める。部門間にまたがる経費の按分については、特別会計などの事業区分を行い、是正する。
有価証券について	売却を予定せず満期まで保有してその間安定的な利息収入を目的としているならば、会計理論上「償却原価法」による評価が妥当である。	基本財産および運用財産については満期までの保有を前提にしており、公益法人会計基準の改正内容を踏まえて対応する。
有価証券について	1つの格付け機関の評価、B B B格では安全性が確保されているとは言いがたい。	財団統合を期に資金運用規程を統一しており、2つの格付け機関の評価、A A格以上のものを対象とした。

指摘事項の概要

内 容

改善措置

〔計算書類〕 会計処理に関する事項について	会計処理が、財務規程で複式簿記の原則に従って整然かつ明瞭に記録することとされているが、現状は単式簿記で処理している。 また、13、14年度に予備費科目より直接に支出している決算書は、支出内容が不明であり決算書の明瞭性を欠いており、公益法人会計に違反する。	財団財務規程、公益法人会計基準に従い、省略していた仕訳帳処理をするように改め、複式簿記による会計処理への完全移行を図る。 今後予備費を使用する場合には、当該支出に係る内容や予備費からの振替金額を記載し、支出内容の明確化を図る。
〔計算書類〕 表示に関する事項について	貸借対照表の流動資産の部の預金勘定の内には、基本財産投資有価証券中、オーバーバーで購入した債券についての額面を超える取得価額分を表示している。公益法人会計の簡便処理方法として容認する解説書もあるが、勘定科目の明瞭性を欠くものである。	今後取得する資産にかかる貸借対照表の価額は、取得価額とする。
〔計算書類〕 計算書類の開示に関する事項について	財産目録の内容が公益法人会計基準で定めている内容を網羅していない。	公益法人会計基準に基づき、財産目録への財産の名称・数量・価格を記載する。
〔計算書類〕 計算書の注記に関する事項の記載について	公益法人会計基準で定められている計算書類についての注記事項の記載がない。 注記事項は該当がない場合にも項目だけは記載を要し、該当がない旨の記載が必要である。	公益法人会計基準に基づき、貸借対照表への注記事項である重要な会計方針、重要な会計方針の変更、基本財産の増額およびその残高、次期繰越収支差額の内容を記載する。 該当項目がない場合にも該当がない旨を記載する。
〔助成事業実績報告書〕 実績報告書の記載について	助成者からの実績報告書が丁寧に記載されたものとそうでないものとが混在していた。	報告書提出を求めるに当たり、報告書内容について丁寧かつ明瞭に記載するように助成者に対し指導を行う。
〔助成事業実績報告書〕 支出の相手が事業者でない場合について	15年度に事業者でない相手先に研究者が会議室借上代を支出した事案があるが、添付資料が領収書のみでは不足である。 相手先の住所、氏名、押印がある不備のない領収書のほか、支出の相手先が事業者でない場合はその相手先を選定した理由と金額の妥当性を説明するための資料を別途作成すべきである。	不備のない領収書に是正した。 また、支出の相手先が事業者でない場合は、選定理由や金額の妥当性を説明するための資料を別途作成することを指導する。
〔助成事業実績報告書〕 旅費に含まれる日当、宿泊料について	報告書には県旅費規程による日当、宿泊料を計上している場合と、旅費実費のみを計上している場合とがあり、旅費の取扱いの一本化が望まれる。	今後、事前の説明、指導により、取扱いの一本化を図る。
〔正味財産の実在性〕 定期預金証書の保管について	金融機関から入手している預かりの証明書に受領書1件と預り証1件があるが、受領書は保証を証するものではない。今後、金融機関へ預ける場合は正式に保護預かりの手続きを行うべきである。	金融機関に対する預かり手続きには、金融機関から正式な保護預かり証を受領し、管理することとする。
〔正味財産の実在性〕 時価情報の入手について	保有証券の時価が分かっているものとそうでないものが存在している。時価情報は経営判断に影響を与えるため、すべてについて金融機関から情報を入手し、事業報告上注記事項として開示すべきである。	今後も必要に応じて金融機関等からの時価情報を入手し、事業報告での開示行って資金運用の更なる適正化を図ることとする。

(財) 福井県大学等学術振興基金の今後について	近年の低金利水準にあっては預金運用では充分な運用収入確保が困難で、より資金利率の良い有価証券運用へシフトせざるを得ない状況にあるが、長期金利上昇への対応が十分とさええない状況である。今後、リスク分散を念頭において資金運用益の極大化を図る必要がある。	今後とも財団の全体的な投資状況を勘案しつつ、平成16年3月31日現在で18銘柄ある国債、地方債について、満期日が集中する度合いを減らすなどリスクの分散を図るとともに、より多くの果実を生み出すよう安全で効率的な資金運用に努める。
-------------------------	--	---

意見事項の概要		
項 目	内 容	改善措置
〔組織の問題点〕 評議員会について	評議員会設置に替え、寄附行為の規定で第三者機関である県教育委員会のチェックにより理事選任の公正さが確保されている。しかし、評議員会は理事選任のみの組織ではないので、設置がないのは財団運営に及ぼす不透明性を払拭できないものと考えられる。	今後とも公益法人としての組織のあり方について検討し、透明性の確保に努めることとする。
〔組織の問題点〕 理事長の利益相反取引 に対する規定について	公益法人の代表者が商法で規定する役員と同じ程度の利益相反取引規制の対象であるかどうか明文化されていないので全く同一視は出来ないが、代表理事の職務権限を明確にする上で、寄附行為に利益相反行為に対する規定がない。	

4 団体共通事項		
指摘事項の概要		
項 目	内 容	改善措置
財務文書類の保存年限について	同じ公益法人の間で財務文書類の保存年限に差があるのはバランスを欠いており、整合性を保つ必要がある。	財務文書類の保存年限については、公益法人会計基準で最低10年間は保存しなければならないと規定されており、従来から公益法人担当者研修会を通じて周知してきたが、今回の指摘事項を踏まえ、各公益法人所管課を通じて法人に改めて通知を行い、周知の徹底を図った。